

# 放送大学オンライン教育委員会規程

平成29年3月28日

放送大学規程第3号

## (設置)

第1条 放送大学オンライン教育センター（以下「センター」という。）に、放送大学オンライン教育センター規程（平成28年大学規程第2号）第6条の規定に基づき、放送大学オンライン教育委員会（以下「委員会」という。）を置く。

## (審議事項)

第2条 委員会は、センターに関する次の各号に掲げる事項を審議する。

- 一 オンライン教育の開発・運用に関すること。
- 二 その他オンライン教育に関すること。

## (組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- 一 オンライン教育センター長
- 二 学長が指名する副学長
- 三 オンライン教育副センター長
- 四 各コースから選出された教授又は准教授 各1名
- 五 その他学長が必要と認めた者 若干名

2 前項第4号及び第5号に掲げる委員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、年度の途中において委嘱された委員の任期は、当該年度の末日までとする。

## (議長)

第4条 委員会に議長を置き、学長が指名する委員をもって充てる。

- 2 議長は、委員会を主宰する。
- 3 議長に事故があるときは、あらかじめ議長が指名した委員がその職務を代行する。

## (委員以外の出席者)

第5条 議長が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

## (ワーキンググループ)

第6条 委員会に特定の事項を調査、審議させるため、必要に応じてワーキンググループを置くことができる。

- 2 ワーキンググループに関し必要な事項は、委員会が定める。

## (事務)

第7条 委員会に関する事務は、情報部オンライン教育課において処理する。

## (雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

## 附 則

- 1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 放送大学教育支援センター運営委員会規程（平成25年放送大学規程第2号）は、廃止する。